

○登米市建設工事競争入札心得

平成17年4月1日

改正 平成18年2月2日

平成18年8月23日

平成26年2月19日

平成26年4月1日

平成28年4月1日

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 本市が発注する建設工事の競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札の基本事項)

第2条 入札参加者は、仕様書（共通仕様書及び特記仕様書）、図面及び現場説明書（以下「設計図書」という。）を熟覧のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。この場合において設計図書について疑義があるときは、関係職員に書面にて説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札価格」という。）を入札書に記載すること。このときにおいて落札金額は、入札価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

3 入札参加者は、書面により入札（見積）書（以下「入札書」という。）を提出する入札にあつては、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印として本市に届け出た印判による。）のうえ、自ら入札箱に投入しなければならない。なお、郵便等による入札書の提出を指定する場合を除き、郵便等による入札は認めないものとする。

4 入札参加者の指定の入札開始時間経過後の入札の参加は、原則として認めない。

5 入札参加者は、入札執行に関し、係員の指示に従わなければならない。

6 入札に際し不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することができる。

7 入札書の文字の訂正、加入及び抹消の箇所には必ず提出前に押印をすること（使用印及び代理人の印を必ず持参すること。）。

8 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札開始前に委任事項等が明確に記載された委任状を提出しなければならない。なお、代理人の使用印は入札書に押印するものと同様のものでなければならない。

9 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一入札事項について他の入札参加者の代理をすることはできない。

10 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

11 入札回数は、3回とする。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、いつでも自由に入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札開始前であっては、入札辞退届を契約事務担当課に提出して行う。

(2) 入札開始後であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出して行う。ただし、入札参加者が入札書を入札箱に投入した後は、辞退することはできない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の延期、中止又は取消し）

第5条 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、又は中止し、若しくは取り消すことがある。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 投入した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

（無効の入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 一般競争入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者がした入札

(3) 入札方法に違反して行われた入札

(4) 登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）第13条の規定に違反する代理人がした入札

- (5) 入札書に記名押印がない入札
- (6) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (7) 同一入札事項について同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 郵便による入札を認めない場合の郵便によりした入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) 入札価格の内訳書の提出を求められた場合において、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない者がした入札
- (11) その他この心得又は市長の定める入札条件に違反してなされた入札
(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格以下の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）を設けている場合は、予定価格以下の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約書（仮契約書を含む。以下同じ。）の案の提出と同時（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会の議決まで）に、次の各号のいずれかの方法で契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により登米市指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、その写しを提出すること。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、有価証券納付書とともに提出すること。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社、銀行等の保証であるときは、その保証書を提出すること。

(4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出すること。

(5) 契約保証金の免除が公共工事履行保証契約（履行ボンド）の締結によるときは、その保証証券を提出すること。

（契約書等の提出）

第11条 落札者は、交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、特別の理由のあるときは、事前に契約事務担当課の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（下請負の禁止）

第12条 請負者は、請負工事に関し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 請負者は、請負工事に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 請負者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

4 請負者が落札した請負工事の入札に参加した他の者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、原則的に第3項に規定する承認をしない。ただし、請負者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額の概ね3割に満たない場合については、この限りでない。

5 請負者が請負者の同一又は上位ランクの他の者へ下請負しようとするとき（他の者が請負者の受注工事の入札参加者であるときは前項の規定によるものとする。）は、原則的に第3項に規定する承認をしない。ただし、請負者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額の概ね5割に満たない場合については、この限りでない。

6 請負者があらかじめ提出している工事費内訳書の下請負人名簿に記載のない者へ下請負させようとするときは、その理由書を提出しなければならない。

附 則

この心得は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月2日）

この心得は、平成18年2月2日から施行する。

附 則（平成18年8月23日）

この心得は、平成18年8月23日から施行する。

附 則（平成26年2月19日）

この心得は、平成26年2月19日から施行し、改正後の登米市建設工事競争入札心得の規定は、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日）

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この心得は、令和4年4月1日から施行する。